

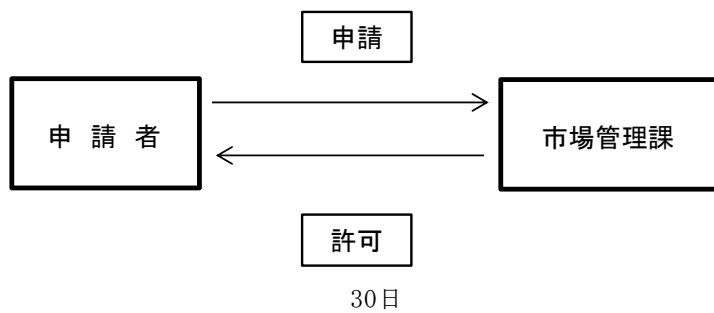
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 39

処 分 名	松山市公設水産地方卸売市場の仲卸業務の許可	
処 分 の 概 要	松山市公設水産地方卸売市場で仲卸業務を行うことを許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市公設水産地方卸売市場業務条例(平成23年条例第17号)	
条 項	第19条第1項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	30日	
標準処理期間	計	30日
判断基準	業務条例第19条第3項の各号のいずれかに該当しないものであることを基準とする。	
【根拠法令等】	<p>松山市公設水産地方卸売業務条例 (仲卸業務の許可)</p> <p>第19条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が第22条第1項若しくは第2項又は第73条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(6) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>(7) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。